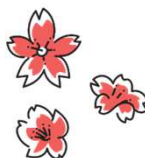


2026年5月24日  
大阪開催

※セミナー中に確認します  
まだ見ないでくださいね♪

# 合格をつかみ取るセミナー 特別資料編




クレアール社労士講座 主催


## 問2・3 事業者等の責務（安衛法3条, 4条）



主体	義務/努力	条文
事業者		
注文者		
労働者		
機械等の設計者等		

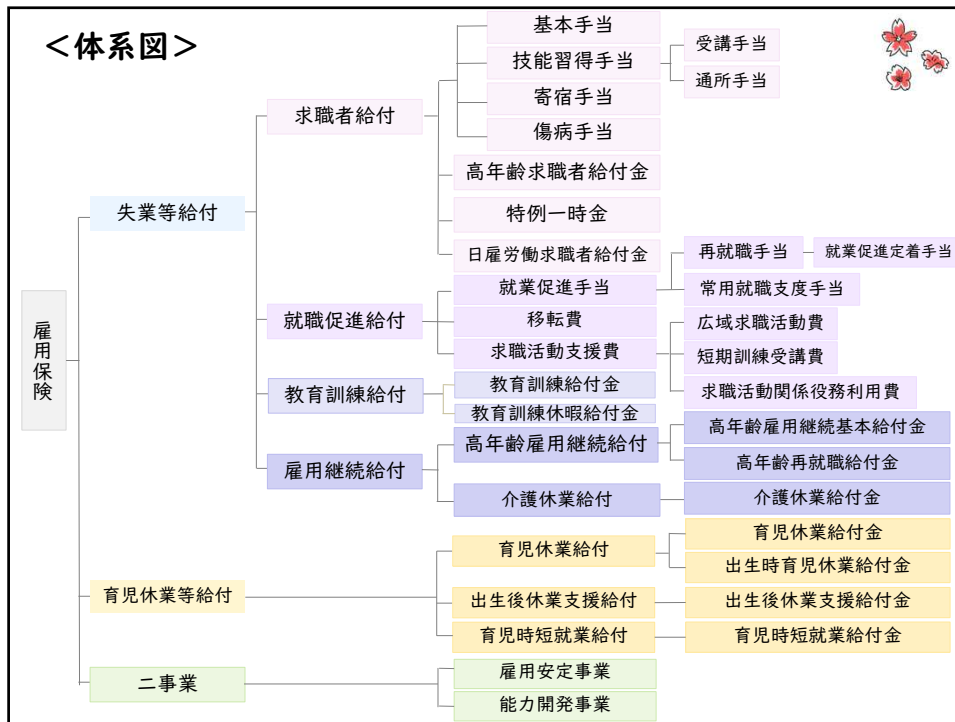
**問2・3 事業者等の責務（安衛法3条,4条）** 

主体	義務/努力	条文
事業者	義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全と健康を確保するようしなければならない</li> <li>国が実施する施策に協力するようしなければならない</li> </ul>
注文者		<p><b>その他の仕事を他人に請け負わせる者</b></p> <p>安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない</p> <p><b>施工方法、作業方法、工期、納期等</b></p>

**問2・3 事業者等の責務（安衛法3条,4条）** 

主体	義務/努力	条文
労働者	努力	<p><b>おおよび労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するもの</b></p> <p>事業者その他の関係者が実施する措置に協力するよう努めなければならない</p>
機械等の設計者等		労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない





**問7 雇用保険法**

**<教育訓練休暇給付金>**

**誰が 被保険者**

**どんな場合に 等に定めるところにより 設けられた制度に基づき、 に教育訓練休暇を取得した場合**

**一の休暇期間について  
 [ ] 日以上の無給の休暇  
 +  
 [ ] の承認を受けたもの**

**問7 雇用保険法**



**<教育訓練休暇給付金>**

受給期間 から起算して 間

給付日数

算定基礎期間に相当する期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
所定給付日数に相当する日数	日	日	日

**問8 労働保険徴収法**



①賃金総額 × ②保険料率 (労災保険率・雇用保険率) = 一般保険料

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

問10 健康保険法



一言で言うと… **医師偏在対策**

外来の医師が多い地域

病床を持たない診療所の  
開設者or管理者



知事

不足する医療機能を  
担ってくれる？【要請】

要請に応じず「勧告」されたら…  
保険医療機関/保険薬局の指定→**3年限定!**

問10 健康保険法



しかも… **指定の有効期間の更新のみなし規定  
の適用もナシ!**

【健保法68条2項】

保険医療機関（病院及び病床を有する診療所を除く）又は保険薬局であって厚生労働省令で定めるもの（いわゆる**個人開業医、個人薬局**）については、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に、別段の申出（指定を受ける意思のないことについての申出）**がない**ときは、**指定の申請があったものとみなす。**

問11 国年・厚年共通



<遺族基礎年金 支給要件>

①～③のいずれかに該当する者が死亡したとき、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子のある配偶者又は子に支給。

死亡した者の要件	(保・納)要件
① ②	
③	


問11 国年・厚年共通



<遺族基礎年金 支給要件>

①～③のいずれかに該当する者が死亡したとき、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子のある配偶者又は子に支給。


死亡した者の要件	(保・納)要件
① 被保険者である者 ② 被保険者であった者であって、国内居住60歳以上65歳未満	必要
③ (保)納付済期間+(保)免除期間=25年以上	不問

**問14 厚生年金保険法** 

①総報酬月額相当額 60万円 + ②基本月額 10万円 - ③ 万円

×  $\frac{1}{2}$  = 円

↑

**問17 労一（労働施策総合推進法）** 

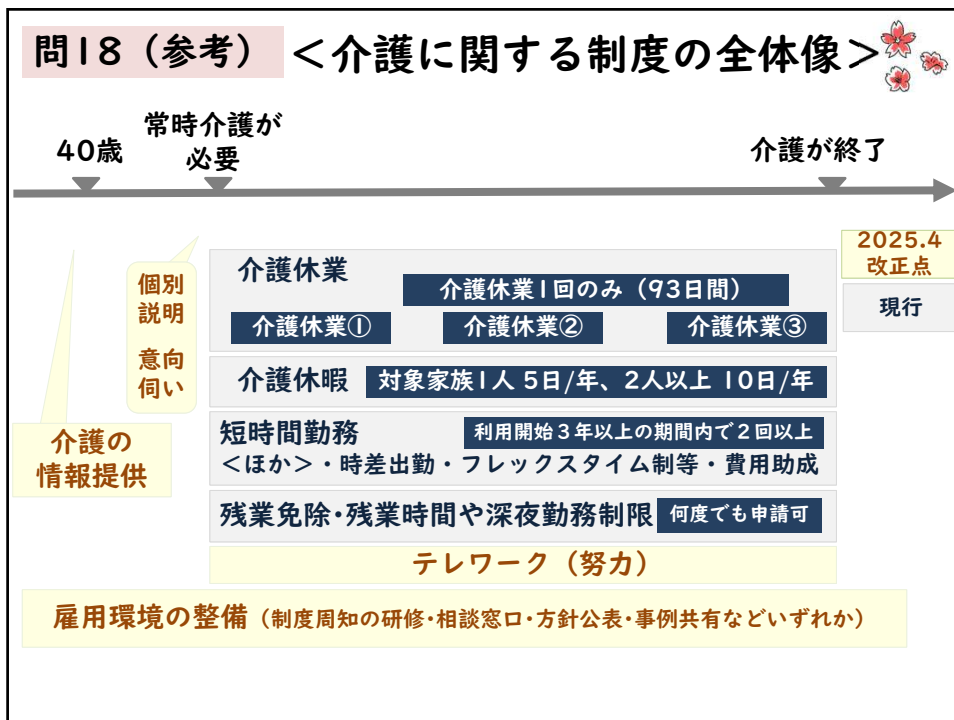
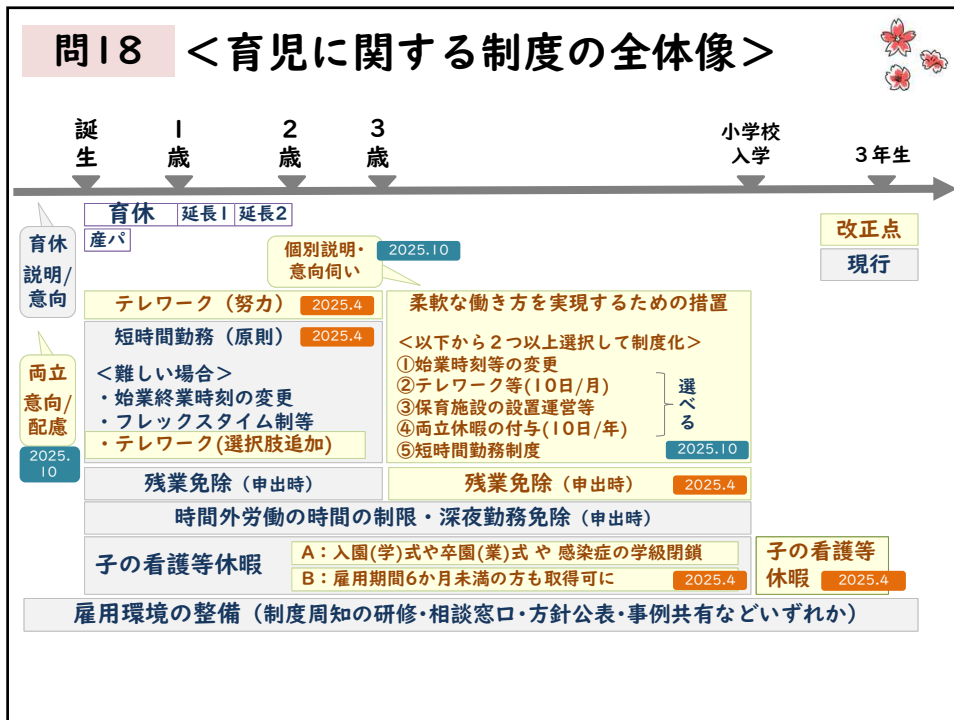
【治療と就業の両立支援】 厚生労働大臣 「治療と就業の両立支援指針」を定め・公表

安衛法(事業場における健康保持増進のための指針)と調和が保たれたもの

**問18 労一（育児介護休業法）**

【柔軟な働き方を実現するための措置】

- ① 始業時刻変更・時差出勤
- ② 在宅勤務等
- ③ 育児のための所定労働時間の短縮
- ④ 労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置として厚生労働省令で定めるもの



### 問18 (参考) <育児に関する給付金の整理>



※厚生労働省HPより抜粋